

業務用自動車賃貸借契約書（案）

沖縄県那覇県税事務所 所長 小渡 貞子（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく契約として、下記の条項により、車両の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約対象車両及び使用の本拠地又は保管場所）

第1条 乙は、甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲は、これを賃借する。

- 車種 軽四輪乗用自動車
- 数量 2台
- 契約車両 次の表のとおり。

	車両その1	車両その2
ア 年式・車名	車両登録時に決定	車両登録時に決定
イ 登録番号	車両登録時に決定	車両登録時に決定
ウ 車台番号	車両登録時に決定	車両登録時に決定
エ 車体色	車両登録時に決定	車両登録時に決定

- 使用の本拠地又は保管場所 那覇市旭町116-37（沖縄県南部合同庁舎）
- 仕様書 別紙のとおり

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和3年5月6日から令和7年4月30日までとする。

2 前項に規定する期間のうち令和3年5月7日から令和3年5月31日までの期間は、1月とみなして、次条の規定その他この契約書の規定を適用する。

（契約金額）

第3条 賃貸借料は、その各年度ごとの金額を次の各号に掲げる金額のとおりとし、総額〇〇〇〇〇〇円（月額〇〇〇〇〇円×48月）とする。（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額は、総額〇〇〇〇円、月額〇〇〇〇円とする。）

- 令和3年度賃借料 〇〇〇〇〇円（月額〇〇〇〇〇円）
- 令和4年度賃借料 〇〇〇〇〇円（月額〇〇〇〇〇円）
- 令和5年度賃借料 〇〇〇〇〇円（月額〇〇〇〇〇円）
- 令和6年度賃借料 〇〇〇〇〇円（月額〇〇〇〇〇円）
- 令和7年度賃借料 〇〇〇〇〇円（月額〇〇〇〇〇円）

(消費税額等)

第4条 甲は、賃貸借料に係る消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は、契約期間中途においてその税率に変動がある場合には、甲、乙協議の上、これを増額又は減額する。

3 賃貸借料の支払い方法については、第6条の規定に基づき支払うものとする。

(料金の請求)

第5条 賃貸借料は、月払いとし、乙は甲が賃貸借車両を使用した月の翌月に甲に対し書面により、請求するものとする。

(料金の支払い)

第6条 甲は、乙から前条の規定による適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に当該請求金額を乙に支払わなければならない。

2 乙は、甲の帰すべき事由により賃借料の支払いを遅延した場合は、甲に対し前項に規定する支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(車に関する諸費用の負担)

第7条 車に関する公租公課、その他一切の賦課金及び自動車損害保険料は、乙が全額負担するものとし、乙の負担分は賃貸借料に含まれるものとする。

2 第11条第1項及び第4項の規定に基づくメンテナンスサービス等に係る費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

(車両の引渡)

第8条 乙は、道路運送車両法に基づく全ての手続及び整備を完了し、速やかに甲に引き渡すものとする。

(車両の瑕疵)

第9条 車両の引渡しにおいて当該車両に瑕疵があるときは、甲は、乙に対し改善の要求を行うことができる。その場合において、乙は誠意をもってその瑕疵の改善を行うものとする。

2 車両引渡し後の車両のかくれたる瑕疵については、乙が責任を持って購入先との補償等について交渉するものとする。

(車両の使用、保管)

第10条 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって賃貸借車両を使用し、保管するものとする。

2 賃貸借車両の使用及び保管方法等が適当でないと認められる場合は、乙は、甲に対し必要な指示をすることができる。

3 甲は、善良なる管理者の注意義務に従い、運転に支障のないよう日常の点検を実施するものとする。

(車両の維持管理及び修理等)

第11条 乙は、車両の安全走行を確保するため、次に掲げる点検及び修理を実施するものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備、車検整備等の法定の点検整備
- (2) 法定点検に準じてなされる点検整備
- (3) その他通常の使用等に伴う車輛の消耗品等の交換

2 甲は、前項の規定による点検整備を実施する場合は、事前に乙へ連絡し、搬入場所及び日時等について乙の指示に従うものとする。

3 車両の整備及び修理は、原則として乙が実施するものとし、緊急その他やむを得ない事情により甲が実施する場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。

4 乙は、点検整備又は修理等により貸与中の車両を引き上げる場合は、その車両と同等の代車を提供するものとする。

(修理費負担)

第12条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合の修理費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲の故意又は重大な過失に起因する修理に要する費用
- (2) 保険金で補填されない修理に要する費用
- (3) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(賠償責任)

第13条 甲は、賃貸借車両の使用により乙又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、甲の責に帰さない事由による場合は、この限りでない。

(補償)

第14条 乙は、この契約における賃貸借車両について、次に掲げる自動車損害保険契約を締結し、甲が負担した前条の規定による損害補償責任を次の各号に掲げる限度内において填補するものとする。

- (1) 対人補償 無制限(自賠責保険含む)
- (2) 対物補償 1,000万円(免責は、無し。)
- (3) 搭乗者補償 1,000万円
- (4) 車両保険 免責は、無し。

2 前項に定める補償限度額を超える損害については、甲の負担とする。

(契約の解除等)

第15条 甲及び乙は、次の各号の一に該当した場合は、この契約を解除し、又はその一部又は全部を変更することができる。

- (1) 契約の相手方が契約条件に違反したとき。
- (2) 甲が善良なる管理者の注意義務をもって車両の保全等を実施していないと乙が認めるとき。
- (3) 令和4年度以降において、この契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合、直ちに車両を乙に返還する。

(その他)

第16条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、これを処理する。

この契約を締結した証として、本契約書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲：沖縄県

沖縄県那覇市旭町116-37

沖縄県那覇県税事務所

所長 小渡 貞子 印

乙：

印